看取り介護に関する指針

医療法人 明和会
グループホーム フェニックス

１．看取り介護の考え方

医療法人 明和会 グループホーム フェニックス（以下「当ホーム」という。）では、看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら心を込めて終末期の介護を行うことであります。

２．看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられます。

当ホームでの看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ、自然な死を迎えられることであり、当ホームは入居者及び身元引受人に対し以下の確認を事前に行い理解を得ます。

①当ホームにおける医療体制の理解を得ること。

医療ニーズに応えるため、協力医療機関や主治医とともに、即応できる連携体制を確保します。

ア）協力医療機関との連携体制

当ホームでは、以下の医療機関と契約を結び、入居者の状態に応じて随時の対応について連携を図ります。

〇たまき青空病院

徳島市国府町早淵字北カシヤ 56-1　088-642-5050

イ）看護師との連携体制

当ホームでは、たまき青空訪問看護ステーション（以下「看護師」という。）との契約により、専門職による日常的な健康管理を実施しています。また、24時間対応可能なオンコール体制をとります。

〇たまき青空訪問看護ステーション

徳島市国府町早淵字北カシヤ 56-1　088-637-2070

②病状の変化等に伴う緊急時の対応については、当ホームのスタッフが協力医療機関・看護師と連絡をとって判断すること。
③夜間においては、当ホームの夜間勤務スタッフが協力医療機関・看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
④身元引受人との 24 時間の連絡体制を確保すること。
⑤看取り介護に対する入居者等の同意を得ること。

３．看取り介護の具体的支援内容

入居者に対する具体的支援

①ボディケア

・バイタルサインの確認　　・環境の整備
・安心、安楽への配慮　　・清潔への配慮
・栄養と水分補給を適切に行う　　・排泄ケアを適切に行う
・発熱、疼痛への配慮

②メンタルケア

・身体的苦痛の緩和　　・コミュニケーション
・プライバシーへの配慮　　・全てを受容してニーズに沿う態度で接する

③医療行為

・医師の指示に基づき必要な点滴等の看護処置を看護師によって行う

身元引受人等に対する支援

・話しやすい環境を作る　　・家族関係への支援にも配慮する
・希望や心配事に真摯に対応する
・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
・死後の援助を行なう

４．看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より入居者等にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し、終末期を当ホームで介護を受けて過ごすことに同意を得て、実施されるものであります。

②医師よりの説明

医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、当該入居者の身元引受人に連絡をとり、日時を定めて、当ホーム又は医療機関において医師より入居者等へ説明を行います。この際、当ホームでできる看取りの体制を示します。

この説明を受けた上で、入居者等は当ホームで看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができます。医療機関入院を希望する場合は、当ホームは入院に向けた支援を行います。

③看取り介護の実施

入居者等が当ホームで看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護師、介護職員等と共同して看取り介護の計画を作成します。尚、この計画は医師からの入居者等への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられます。

看取り介護を行う際は、医師、看護師、介護職員等が共同で入居者の状態又は身元引受人の求め等に応じ、随時入居者等への情報提供及び意思確認を行います。

当ホームの全職員は、入居者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように、入居者等の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めます。

５．看取り介護加算

看取り介護を受けた入居者が死亡した場合に、死亡日を含めて 45 日を上限として、当ホームで行った看取り介護に対して算定します。

死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能でありますが、その際には、当ホームにおいて看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は算定することができません。（したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が 45 日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできません。）

【看取り介護加算】死亡日から逆算して

死亡日以前３１日以上４５日以下	７２単位／日
死亡日以前４日以上３０日以下	１４４単位／日
死亡日の前日及び前々日	６８０単位／日
死亡日	１，２８０単位／日

看取り介護についての同意書

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿　の看取り介護についてグループホーム フェニックスの指針に基づく対応ならびに医師の説明を受け、私どもの意向に沿ったものであり、下記の内容確認し同意します。なお、私の希望に変更が生じた場合や下記以外の項目の希望については、随時申し出ることとします。

～記～

１．身体的介護では安心できる声かけをし、身近に人を感じられるように尊厳を守る援助をいたします。

２．食事はできる限り経口摂取に努めます。

３．医師に指示を仰ぎながら苦痛や痛みを和らげる方法をとり、グループホーム フェニックス内でできる限りの看取り介護を行います。

４．ご家族の希望に沿った対応を心がけます。

５．ただし、ご本人、身元引受人の意向に変化があった場合は、その意向に従い援助をさせていただきます。

６．入院などで退居した後も、円滑な対応ができるように入院先の医療機関とご本人様の状態に関して連絡をとらせていただく場合があります。

７．看取り介護加算は、退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であり、死亡月にまとめて算定します。したがって、退居等の翌月に亡くなられた場合、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

医療法人 明和会　グループホーム フェニックス
理事長　田蒔 正治

日付：令和　　年　　月　　日

身元引受人等　　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄：＿＿＿＿＿＿）

グループホーム
フェニックス職員　　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（職種：＿＿＿＿＿＿）